

平成30年第9回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年9月20日（木） 午前10時20分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元	勝志	2番	坂元	兼一
3番	田畑	和成	4番	豊増	文夫
5番	深水	美佐子	6番	南原	奈美子
7番	赤崎	敬一郎	8番	吉留	義晃
9番	栗牧	伸一	10番	池山	準一

出席推進委員（21名）

11番	下市	博彰	12番	甫立	浩二	13番	野間	菊昭
14番	山崎	博文	15番	久保	正昭	16番	柿園	藤男
17番	帖佐	達郎	18番	三腰	修一	19番	竹井	好博
20番	長野	壯二	21番	濱田	誠	22番	徳留	伸一
23番	下屋敷	正	24番	野元	秀一	25番	栗野	一三
26番	堀之内	睦				28番	大迫	勝哉
						31番	松尾	秀樹
32番	永江	友義				34番	坂元	智一
35番	黒瀬	陸朗						

職員（6名）

事務局長	岩下	純一
農地係長	松山	明浩
農地係主査	尾付野	直樹
農地係主査	福留	章乃
担い手育成支援室長	寺脇	伸治
担い手育成係長	田島	浩喜

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（6件）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（1件）
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について（6件）
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について（1件）
- (5) 議案第5号 非農地証明について（1件）
- (6) 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (7) その他

6 その他

事務局長 　　ただ今から平成30年第9回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中21名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
2番 坂元兼一委員，3番 田畑和成委員をお願いいたします。

　　　　　　　次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　　　　　　　(なしの声あり)

　　　　　　　意見が無いようですので、会務報告を終わります。

　　　　　　　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局
(尾付野) 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

13番委員 　　9-1番について説明申し上げます。●●さんと●●さんは親子でありまして、親子間の贈与であります。境界等もしっかりしており問題はありませんでした。以上です。

15番委員 　　9-2番について報告いたします。申請地は2筆とも佐志のクボタ農機の斜め向かいになります。受人の●●さんは以前よりこの2筆を耕作されておられます。譲渡人の●●さんは福岡市にお住まいで帰ってきて農業をすることはないとのことでした。進入路，境界等しっかりしております。審議の方宜しくお願い致します。

26番委員 　　9-3番について報告いたします。渡人の●●さんは平成26年に手術をされて以来農業ができなくなったと話されています。現在は所有している田畑はすべて貸しており，その中でこの一筆は何年も前から受人の永野

さんが耕作されており売買契約が成立したものです。境界は見に行ったのですがすでに昔から畦を外して3枚を1枚の田として耕作しており、その中に境界があることから確認はできませんでした。以上です。

25番委員 9-4番と5番について説明いたします。まず9-4番についてです。渡人の●●さんと受人の●●さんは兄弟でありまして渡人の●●さんはドイツにお住まいなためお父さんに話を聞きました。それによりますと●●さんが帰ってきて農業をすることはないとのこと、弟の●●さんに贈与をしたということでした。この田は基盤整備がなされておりまして。次に9-5番についてです。渡人の●●さんは高齢で耕作はできないということで、受人の●●さんに売買の話があったそうです。●●さんもこの田が家のすぐ前だったため話がまとまったようです。境界、進入路はつきりしていて何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

35番委員 9-6番について報告いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは異母兄弟でありまして、●●さんが千葉県にお住まいでいらっしゃってこちらに帰ってくることはないということでした。このためご兄弟で話をされて●●さんに贈与されることになったようです。耕作につきましても以前より●●さんがされておられます。以上です。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

7番委員 3条申請され許可があった場合に名義変更をしたのかという調査はされないのか。

事務局 調査はしていませんが、3条申請されるということは名義変更までされるものと理解しています。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (松山) 議案第2号「農地法第4条許可申請について」説明
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

24番委員 　9－1番につきまして説明いたします。申請人の●●君は鶴田区で唯一の若手畜産農家であります。11ページの図をご覧ください。斜線の部分が今回の申請地で、斜線でない部分で現在12頭の牛を飼っています。また、周りの山林、畑は全て●●君の所有地ということで何ら問題はないと思われます。今後は牛の運動場も広くなることが期待されます。よろしくお願ひします。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局（松山） 　議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

34番委員 　9－1番と9－2番について説明いたします。2件ともKDDIの電話の無線基地局設置のための資材置場であります。9－1番と2番の面積が少し違いますが1番の方が高い鉄塔のようで資材を置く場所が広く必要とのことでした。2カ所とも携帯電話が通じない地区のようです。よろしくお願ひいたします。以上です。

28番委員 　9－3番につきまして説明いたします。申請内容は記載のとおりで、受人の●●さんが渡人の●●さんより47㎡を譲り受けて、その隣にある家を解体して新しく建築されるものです。14ページの図をご覧ください。場所は旧紫尾小学校に行く途中になります。境界は測量士が杭を立て渡人、受人双方で確認され了解されたそうです。以上です。

15番委員 　9－4番と5番について説明いたします。これらの農地は長年耕作放棄

地となっております。境界がはっきりしていませんでしたので、隣地の方の同意を得まして受人であります●●さんが土地家屋調査士に境界を定められています。また、排水等につきましては道路側に側溝があり、後方には三面側溝がありますので、排水についても何ら問題はございません。ご審議ください。

1 1 番委員 9—6番について説明いたします。境界、排水路等しっかりしております。何も問題はありませんでした。以上です。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 「議案第4号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
(福留) 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長 ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

1 1 番委員 9—1番について説明いたします。渡人の●●さんの農地と受人の●●さんの農地は隣同士でございまして、●●さんに買ってくれという相談があり快く承諾されたようです。境界、用排水路、進入路について何も指摘するところはありませんでした。以上です。

議長 ただ今の、議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)
議長

「議案第5号 非農地証明について朗読及び説明」

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

15番委員

9-1番について報告いたします。申請地は資料の17ページの図にありますように日本特殊陶業の前の町道を宮之城屋地から佐志の方に向かひまして築詰橋を渡りすぐ南の方向へ約200m入った所にございます。約20年位前から何も作付しておらず原野化しています。また、この農地はトラクターなどの農業機械が入る進入路がないという状況にもございます。申請者の●●さんは90歳という高齢で現在施設の方に入所されておられます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局の議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案第6号をご覧ください。総会資料の10ページです。机の上には住所、氏名、生年月日が記載されている議案があります。ご覧ください。年齢は65歳の方です。

補充の推進委員につきましては、区から推薦された方であり、本日の総会前に行われました候補者選考委員会で選考された1名を候補者として、総会に提案するものです。

なお、担当地区につきましては、柏原地区になります。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長

ただ今事務局から農地利用最適化推進委員の委嘱についての説明がありました。ご質問ご意見があればお願ひいたします。

(なしの声あり)

無いようですので、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしの声あり)

議長 無いようですので、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

次に、(7)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局 別紙資料について

- ・活動記録簿、アンケート調査の記入について
- ・別府市農業委員会研修受入れについて(お礼)
- ・農作業事項防止講習会について(9月27日参加依頼)
- ・農業新聞の記事について

議長 ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、続きましてあいさつの時にお話しいたしましたが、担い手育成支援室から「農地中間管理機構との連携について」説明があります。よろしく願いいたします。

担い手育成支援室 「農地中間管理機構との連携について」説明

議長 ただ今の担い手育成支援室からの説明について何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、平成30年第9回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長 以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委 員 2 番委員

委 員 3 番委員
